

審 1607-O0097 号

2016 年 7 月 11 日

地域／都道府県サッカー協会審判委員長 各位

1 級／女子 1 級審判員 各位

S 級／1 級審判インストラクター 各位

公益財団法人日本サッカー協会
審判委員会 委員長 小川 佳実

2016/2017 年競技規則改正に伴う審判報告書の記載について

2016 年 5 月 19 日付け「日サ協 160103 号-2016/1017 年競技規則の改正および国際サッカー評議会によるその他の重要な決定」において、「競技者が自分のペナルティーエリア内で、相手競技者に対して反則を犯し、決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、反則を犯した競技者は、相手競技者を押さえる、引っ張る、または押す反則を犯す。あるいは、反則を犯した競技者がボールをプレーしようとしていない、またはその競技者がボールに挑む可能性がない。あるいは、反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき(例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為など)これらいずれの状況においても、反則を犯した競技者は退場を命じられる」ことを通達しました。

今回の競技規則改正に伴い、「ペナルティーエリア内における、得点機会の阻止で PK/警告になる反則に関して」、審判報告書の記載は下記の通りとします。

- 警告欄に記入する。
- 警告に理由は「反スポーツ的行為」とし、状況(得点機会をどのような反則で阻止したか)を簡潔に記入する。
- 状況の記入において記入欄が足りない場合は「その他の報告事項」の欄に記入する。その際、重要事項報告には記入しない。

以上

(写し)地域／都道府県サッカー協会事務局 御中

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷3-10-15)JFAハウス

Tel. 03-3830-2004 Fax. 03-3830-2005

www.jfa.jp